

「平成23年度インフラ・システム輸出促進調査等事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）」を実施する事業者に係る企画競争募集要領

平成23年12月1日
経済産業省
貿易経済協力局
資金協力課

経済産業省では「平成23年度インフラ・システム輸出促進調査等事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）」を実施する事業者を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

今回の東日本大震災は、死者、行方不明者、避難者が多数に及ぶなど、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ、震災の影響が広く全国に及んでいるという点において、正に未曾有の国難ということが出来ます。

国はこのような認識の下、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本再生のため、国が総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組を進めていかなければなりません。

このような背景を踏まえ、「インフラ・システム輸出促進調査等事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）」（以下、「本事業」という。）は、被災地域の企業に経済効果が及ぶ蓋然性が高い分野において海外のインフラ・システム案件を獲得することで、被災地域経済の復興と我が国産業の再生を目的としています。

このような目的により、我が国企業の優れた技術・ノウハウを活用した円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査について、広く募集します。

2. 事業内容

開発途上国におけるインフラ等の投資環境整備、地球環境問題への対応等に関して我が国企業の優れた技術・ノウハウを活用した円借款プロジェクト及び民活型インフラ整備プロジェクトを対象とした案件形成等調査を行います。

（1）対象案件について

本事業では、インフラ・システム輸出案件の獲得につながった場合に、電子部品や精密製造部品など、被災地域が強みを有する材料・部品等の調達を通じて被災

地域への経済波及効果を生じる蓋然性の高い下記分野に対象を限定します。

<対象分野等>

宇宙産業、スマートコミュニティ・スマートグリッド、鉄道、医療、石炭火力発電、水力発電、送変配電、原子力発電、情報通信、水、リサイクル

特に日本企業が事業者として参画する可能性のある案件を優先的に取り扱い、オペレーターとしての参画、サプライヤーとしての参画、共に対象とします。

(2) 重点国について

ハイレベル（政務三役クラス等）での政策対話を実施している国、ないしは実施を予定している国（ミャンマー、インド、インドネシア、ベトナム、フィリピン、カンボジア）を重点国と位置付けます。

<注1>

1. 本事業においては、OECD（経済協力開発機構）のDACリスト（開発援助委員会援助受取・地域リスト）掲載国（<http://www.oecd.org/dataoecd/32/40/43540882.pdf>）を対象とします。ただし、我が国との二国間関係等により、本募集の対象とならない国がありますのでご注意ください。
2. 次の何れかの項目に該当する応募はご遠慮ください。
 - (1) 同一案件を協力関係にある法人（商社、メーカー、コンサルタント等）から、別々に提案する重複提案
 - (2) 相手国政府又は実施機関が具体的に検討していない案件など相手国の協力が見込まれず調査の実施に不安のある案件
 - (3) 利用可能な既存調査がある案件（経済情勢の変化等によりリバイスの必要な場合を除く。）
 - (4) タイトルだけの登録等、内容の希薄な案件
 - (5) 調査費用との関係で調査の内容が不十分となる案件
 - (6) 日本政府及び関係機関の制度で、既に採択されている調査と同一内容の案件
 - (7) プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会への配慮が不十分な案件

<注2> 「本事業」における事業管理支援法人の役割

経済産業省では、本事業遂行にあたり、以下に挙げる業務の全部、あるいは一部を事業管理支援法人に委託しております。これに伴い、事業管理支援法人が調査案件の提案者並びに受託者に、直接、あるいは経済産業省を通じて連絡することがあります。

また、提案者が提出した資料その他の情報は、必要に応じて事業管理支援法人と共有します。

(事業管理支援法人が実施する業務)

- (1) 「本事業」に係る公募、審査、採択に係る支援
- (2) 「本事業」の契約及び案件監理に係る支援
- (3) 「本事業」の納入物に係る支援
- (4) 「本事業」の会計処理に係る支援
- (5) その他「本事業」に係る支援。但し、双方協議の上決定する。

【調査の流れは 別添 1 を参照】

3. 事業実施期間

契約締結日～平成24年3月30日(金)まで

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、共同提案による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。他社は幹事法人の再委託先となります。再委託先も次の条件を満たす法人とします。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ④経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤経済産業省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)により、平成23・24年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」(「調査・研究」の営業品目)の資格又は平成23・24年度測量・建設コンサルタント等の競争参加資格のうち、「土木関係建設コンサルタント業務」の資格を、提案書類の提出時点で取得済み、もしくは申請済みであること(これらの資格のいずれかを取得もしくは申請済みであることを証明する書類の写しを応募資料に添付していただきます)。

【詳細は 別添 6 を参照】

- ⑥平成23年12月7日(水)に開催する公募説明会に出席すること。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：16件程度

- (3) 予算規模：原則、1件当たり5,000万円（消費税を含まない）を上限とします。
また、調査費の範囲は、調査の実施に必要な経費及び調査結果のとりまとめに必要な経費とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省及び事業管理支援法人と調整した上で決定することとします。

- <注> 1. 契約金額は、提案時の金額を上限として、採択案件選定後に事業管理支援法人が査定した上で決定しますので、提案時の費用積算内訳及び合計金額が必ずしも契約金額になるとは限りません。
2. 他方、上記の査定において、経済産業省及び事業管理支援法人が特に必要と認める場合は、上記の限度額（5,000万円）又は提案時の金額を超えた額を契約金額とすることがあります。

(4) 納入物及び納入場所：

調査の成果は、成果物として別添4に従った調査報告書（CD-ROM10枚（和文・英文各5枚））、報告書（紙媒体）20部（英文）にまとめ、調査終了後に事業管理支援法人が確認した上で、経済産業省に提出していただきます。なお、相手国政府への英語での説明が困難な場合は、報告書の内容を現地公用語に翻訳し、電子ファイルをCD-ROMに保存の上、別途提出していただきます。

- <注> 1. 調査報告書（和文・英文）の表紙は、経済産業省、受託者の連名になりますが、報告書の著作権は、日本政府に帰属します。
2. 調査報告書（和文・英文）は、原則として一般公開の対象となりますが、調査報告書を作成した委託先は、経済産業省の許可なく調査内容、又は成果を公表することはできません。
3. 適切な理由がなく調査報告書作成基準に従わない、または記載内容が不十分な調査報告書を作成した委託先は、同報告書の提出後に自費で修正していただくことがあります。また、次年度以降の応募に際して、調査実施能力等が劣ると評価されます。
4. 調査報告書（和文・英文）は、成果物として提出していただく前に、事業管理支援法人へドラフト版を提出していただきます。

- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていませんのでご注意ください。

- (6) 支払額の確定方法：「本事業」終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

※上記の現地調査については当方に帳簿類及び領収書等の証拠書類等を持ち込んで頂き確定検査を実施することを想定しております。事業終了後のため、その際の旅費等については事業外費用となります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成23年12月1日（木）

締切日：平成23年12月27日（火） 昼12時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：平成23年12月7日（水） 14時～16時（別館5階526共用会議室）

入館手続きについては、当日、本館受付にて行います。

説明会への参加を希望する方は、11. 問い合わせ先（事業管理支援法人）へ12月6日（火）12時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「説明会参加希望：平成23年度インフラ・システム輸出促進調査等事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募予定単位（各コンソーシアム）毎に1～4名でお願い致します。

また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

(3) 応募書類

①以下の書類及び電子媒体を一つに梱包し、ご提出ください。

書類…各1部

- ・ 提案書表紙 <別添2-①>
- ・ 提案書類受領書 <別添2-②>
- ・ 競争参加資格決定通知書の写し ※(別添6)参照

提案書ファイル…以下全てをファイルしたものの8部

- ・ スクリーニング様式 <別添2-③>
- ・ 個別案件総括表 <別添2-④>
- ・ 個別案件票(本文) <別添2-⑤>
- ・ 個別案件票(調査費概算) <別添2-⑥>

- ・ 参考資料(サイト地図ほか)

電子媒体…1部

- ・ 上記提案書ファイル(2-③~⑥)の電子データを入力したもの。
(参考資料は入力不要)

【注意事項については 別添2-⑦ を参照】

② 提出された応募書類は本調査事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用含め契約締結以前の経費は支給されません。

④ 応募書類に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出

応募書類は郵送・宅配便等により 11. 問い合わせ先（事業管理支援法人）に提出してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法、審査基準

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて、提案者から提案案件について説明していただく機会を平成24年1月11日（水）～1月17日（火）に設ける予定であり、具体的な実施方法等については募集締切後にご連絡します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 公募要件（提案者の資格等）
- ② プロジェクトの重要性・効果（相手国の政府開発計画等における位置づけ・我が国被災地域に対する経済効果等）
- ③ プロジェクトの実現可能性（実施機関のプロジェクト実施能力等）
- ④ 提案者の調査能力とプロジェクト推進能力
（提案者の過去の調査実績、主要調査員の経験・能力等）
- ⑤ 政策的ニーズ（我が国の政策を踏まえた相手国、セクターの重要性等）

<注>審査委員会にて採択が決定された調査案件について、後日、その個別案件票の記載内容に、提案者の事実誤認や実施体制の大幅な変更等があることが判明し、募集要領中の審査基準①～⑤の評価の修正が必要と認められた場合には、採択を取り消すことがあります（原則として、個別案件票の修正の要請、再審査は行いません）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

平成24年2月上旬を目処に提案案件を採択し、案件名と提案者名を経済産業省及び「本事業」の業務管理支援法人が用意するウェブサイトに公表します。採択結果については、提案された個別案件ごとに「採択結果通知書」を送付しますが、審査の状況等により多少遅れることがあります。

8. 契約について

採択された案件について、国と提案者（共同提案の場合は幹事法人）との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省及び事業管理支援法人との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などを確定します。

契約条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

本事業の対象とする経費は、別添2-⑥（調査費概算）に従い、計上していただきます。

【詳細は 別添3-② を参照】

10. その他

（1）案件進捗の確認のお願い《重要》

調査終了後、当該プロジェクトの進捗状況に関するアンケート（年1回程度、調査完了の翌年度以降）を実施します。これは、政府予算で実施される本事業の政策評価に必要なデータを得るための数少ない方法の1つですので、必ずご協力いただきますようお願いいたします。

（2）担当者連絡先等の取り扱い

提案書類に記載された連絡先等は、本企画競争における審査及び採択後の連絡において使用します。また、進捗確認に関するアンケート等の連絡のために、提案関係書類の連絡先等を使用することがあります。

（3）プロジェクトの実施に伴う環境社会面に配慮した調査の実施

開発途上国におけるインフラ案件の円滑な形成には、案件形成の段階より環境社会配慮への対応を行っておくことが重要であり、「本事業」においても、環境社会面に十分配慮して調査を実施して頂きます。

1.1. 問い合わせ先

(1) 提出先及び手続きに関する問い合わせ

事業管理支援法人	〒100-6028 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 新日本有限責任監査法人 パブリック・アフェアーズ部 担当：中山、浅野 MAIL: JP.Audit-M-infra-study.JP@shinnihon.or.jp ※12月26日(月)以前に、応募書類を持参にて提出する場合は、「霞が関ビルディング28階2808扉」から担当を呼び出して下さい。 ※12月27日(火)に限り、霞が関ビルディング28階応接室にて9:30より受付を行います。28階受付にお越し下さい。
----------	--

本募集に関するお問い合わせ（競争参加資格申請に関するものを除く。）は、上記宛てに電子メールにてお願いします。なお、よくあるお問い合わせについては、本事業の上記事業管理支援法人のウェブサイトに掲載する予定です。

※募集に関するお問い合わせは、12月20日(火)17:00(厳守)締め切りとさせていただきますので、ご注意ください。

(2) 事業に係るその他の問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 資金協力課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 貿易経済協力局資金協力課 担当：石川、今立、辻、鈴木 FAX: 03-3501-5899 E-mail: ishikawa-kimihiro@meti.go.jp imadate-yuto@meti.go.jp tsuji-takafumi@meti.go.jp suzuki-yuriko@meti.go.jp
---------------------------	---

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「インフラ・システム輸出促進調査等事業(円借款・民活インフラ案件形成等調査)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上